

湘南海岸公園ひらつかシーテラスと市道袖ヶ浜 29 号線との兼用工作物管理協定書

公園管理者である平塚市都市整備部みどり公園・水辺課（以下「甲」という。）、道路管理者のうち、道路の維持管理業務を行う平塚市土木部道路管理課（以下「乙」という。）及び道路占用等の許認可業務を行う平塚市土木部土木総務課（以下「丙」）は、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第 1 条 この協定は、兼用工作物について、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 10 第 1 項及び第 12 条の 6 並びに道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 20 条第 1 項及び第 55 条第 1 項の規定に基づき、その管理の方法及び管理に要する費用の負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（兼用工作物の範囲等）

第 2 条 この協定の対象となる兼用工作物は、湘南海岸公園ひらつかシーテラスと市道袖ヶ浜 29 号線とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分とする。

2 兼用工作物の位置及び範囲は、別図のとおりとする。

（兼用工作物の管理及び費用）

第 3 条 兼用工作物における次の維持管理は、甲が自らの負担で行うものとする。

（1）道路清掃

（2）側溝浚渫

（3）植栽剪定

（4）除草

（5）小規模修繕

（6）区画線の修繕

（7）舗装の打ち換え

（8）雨水排水施設の修繕

（9）前各号に掲げるものに類するもので、甲が特に必要と認める維持管理

2 前項に掲げるもののうち、乙が大規模な対応が必要と判断した場合は、乙が自らの負担で行うものとする。

3 甲が施工する公園施設の工事によって必要となった兼用工作物の工事費用又は乙が施工する道路施設の工事によって必要となった兼用工作物の工事費用は、それぞれの工事原因者の負担とする。

4 兼用工作物の災害復旧は、被災状況等を踏まえ、甲及び乙で協議して実施する者及びその費用負担等を定めるものとする。

(占有許可及び使用料等)

第4条 甲は、乙の兼用工作物に係る公園の使用について、都市公園法第6条に定める占有の許可を求めないものとし、平塚市都市公園条例（昭和36年条例第33号）に定める使用料は徴収しないものとする。

2 丙は、甲の兼用工作物に係る道路の占有について、道路法第32条に定める占有の許可を求めないものとし、平塚市道路占用料条例（昭和39年条例第18号）に定める道路占用料は徴収しないものとする。

(許認可等事務)

第5条 甲は、兼用工作物において、都市公園法第6条及び道路法第32条に規定する占有の許可申請があった場合又は同法第24条に規定する道路に関する工事又は道路の維持(以下「道路自費工事」という。)の承認申請があった場合は、乙及び丙と協議し、甲が処理するものとする。ただし、平塚市道路占用規則に基づく路面復旧費及び監督事務費が発生した場合は、丙が徴収するものとする。

2 丙は、前項に規定する占有許可に係る道路占用料については、平塚市道路占用料条例第4条第7号の規定により減免するものとする。

(協議等)

第6条 甲又は乙は、兼用工作物における施設の新設又は改築を行う場合においては、あらかじめ双方協議するものとする。協議した事項を変更する場合についても同様とする。

(第三者への損害賠償)

第7条 兼用工作物に起因して第三者へ損害が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、当該損害の内容に応じて賠償すべき者を定めるものとする。

(その他)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、それぞれ協議の上これを定めるものとする。

(附則)

本協定は、令和7年10月27日から施行する。

この協定の成立を証するため本書を3通作成し、各課でその1通を所持する。

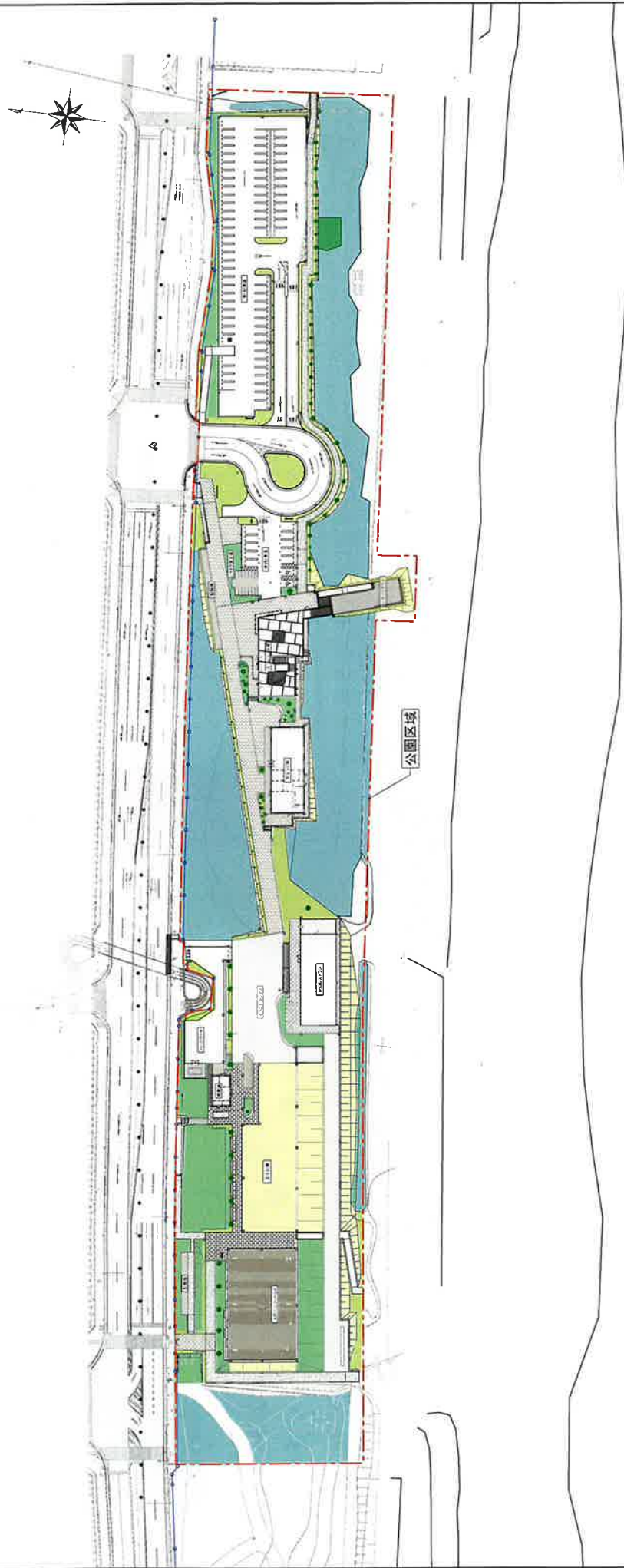
締結日 令和7年10月27日

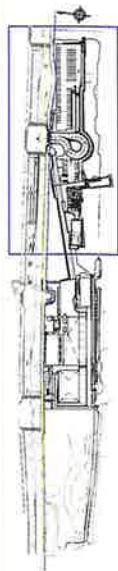
甲 平塚市都市整備部みどり公園・水辺課

乙 平塚市土木部道路管理課

丙 平塚市土木部土木総務課

公園区域全体





KEY PLAN

兼用工作物の範囲 (面積790㎡)

